

(介護予防) ショートステイ ひだまり 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) ユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、入居前の生活と入居後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を提供することにより、利用者が日常生活を営む為に必要な援助を行う。
- (2) ユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法については、理解しやすいように説明を行う。
- (3) ユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境との的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ ひだまり
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町字苗代沢3番660

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（常勤）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（嘱託医）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（常勤）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護職員 20名（常勤17名、非常勤3名）
入所者の日常全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名（常勤2名、非常勤1名 機能訓練指導員兼務）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (6) 栄養士 1名（常勤）
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。
- (7) 事務職員 3名（常勤）
必要な事務を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤1名、看護職員兼務）
入所者の機能訓練に関する業務を行う。

（利用定員）

第5条 この事業所の定員は、次のとおりとする。

10名とする。（介護予防短期入所生活介護も含む）ただし、特別養護老人ホームの利用者に空きがある場合は、空床利用もできるものとする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 この事業所が行う短期入所生活介護は、次のとおりとする。

- (1) 給食サービス 栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (2) 入浴サービス 個浴の実施など入居者の意向に応じた入浴機会を週に最低2回以上提供する。
- (3) 生活相談 生活相談員が日常生活に関することなどについて相談援助を行なう。
- (4) 機能訓練 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。
- (5) 介護 食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。
- (6) 健康管理 医師の指示により健康管理、保健指導を行う。
- (7) レクリエーション グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランティアの慰問もある。

（利用料その他の費用の額）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、1割とする。ただし、所得が一定以上の場合は介護保険負担割合証に準じて、2割または3割とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 1日につき1,445円（朝食420円、昼食525円、夕食500円）
- (2) 居住費 ユニット型個室 1日につき2,066円
- (3) 希望食 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) 健康管理 インフルエンザ等予防接種費用 実費
- (6) レクリエーション、クラブ活動費 実費

3 特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第1段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880円	300円

☆利用者負担第 2 段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880 円	600 円

☆利用者負担第 3 段階①

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370 円	1,000 円

☆利用者負担第 3 段階②

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370 円	1,300 円

☆利用者負担第 4 段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	2,066 円	1,445 円

- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、五戸町、八戸市、十和田市、新郷村、南部町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、常に主体的な生活をおくことを旨とし、次のことに留意する。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、共同生活を乱すような言動は慎み、相互の親和に努めること。
- (2) 喫煙及び火気使用の場所並びに時間については、利用者間の規則を遵守すること。
- (3) 外出又は、外泊をするときは、あらかじめ申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 ユニット型指定短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

第 11 条 消防法施行規定第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練） | 月 1 回以上 |
| ②利用者を含めた総合訓練 | 年 1 回以上 |
| ③非常災害用設備の使用の徹底 | 随時 |

(7) その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第 1 2 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束に関する事項)

第 1 3 条 施設及び職員は、入居者の行動を制限するような身体拘束は行わない。ただし、入居者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を 2 年間保存する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、施設従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 2 回以上実施する。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第 1 4 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 従業員の資質向上のため、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

この規定の一部を平成27年4月1日に変更する。

この規定の一部を平成27年9月1日から変更する。

この規定の一部を平成28年4月1日から変更する。

この規定の一部を平成28年11月1日から変更する。

この規定の一部を平成29年4月1日から変更する。

この規定の一部を平成30年4月1日から変更する。

この規定の一部を平成31年4月1日から変更する。

この規定の一部を令和元年10月1日から変更する。

この規定の一部を令和3年4月1日から変更する。

この規定の一部を令和3年8月1日から変更する。

この規定の一部を令和6年8月1日から変更する。

この規定の一部を令和7年4月1日から変更する。

この規定の一部を令和8年4月1日から変更する。